



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イタリアにおける外国人子弟の教育政策とインターカルチュラル教育：2006年と2014年の「外国人生徒の受入れと統合に関するガイドライン」の分析を通じて
Author(s)	望月, 由美子
Citation	公教育システム研究, 20, 107-126
Issue Date	2021-08-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/82617
Type	departmental bulletin paper
File Information	050_AA11562857_20.pdf



< 論 文 >

イタリアにおける外国人子弟の教育政策とインターカルチュラル教育
—2006 年と 2014 年の「外国人生徒の受入れと統合に関するガイドライン」の分析を通じて—

望月 由美子*

—目 次—

1. 問題の所在
2. イタリアにおける外国人移民とその子弟たち
3. 外国人生徒の就学状況
4. 外国人子弟の教育保障と教育モデルとしてのインターカルチュラル教育
5. 「外国人生徒の受入れと統合に関するガイドライン」
6. 2014 年版のガイドライン
7. おわりに

【キーワード】 イタリア、インターカルチュラル教育、移民、社会統合

1. 問題の所在

イタリア共和国 (Repubblica Italiana、以下イタリアとする) では外国人子弟の教育をどうするべきかという問題が現在、社会全体の大きなテーマになっている。戦後、早い段階から外国人労働者を受け入れていたドイツやフランス、イギリスなどのヨーロッパ諸国においては、1980 年頃よりすでに「多文化教育」の概念のもとで移民子弟の教育に関する取り組みが行われていた。一方、イタリアにおいて外国人子弟の教育権利をめぐる議論が始まったのは 1990 年前後、毎年約 5 万人もの EC 域外外国人労働者が増え続け、それに対する移民規制措置として通称「マルテッリ法」(Legge Martelli, 1990)¹が成立した時期であり、経済難民として大量のアルバニア人がイタリアに避難を求めて押し寄せる事件 (1991) が起きた頃からである。

1861 年の統一から 1970 年代まで、イタリアは労働力を輸出する移民 (emigrazione²) 大国であった。それが 1973 年を境にイタリアに流入する移民 (immigrazione) の数が上回り³、以来、移民のいわばホスト国へと転じることとなる。その後も経済的・政治的理由から外国人移民の数は増え続け、移民子弟の人口も 21 世紀に入って 10 年経たずに 10 万人から 80 万人に急増⁴、2018~19 年度のイタリアの学校における外国人生徒の割合もついに 10%に達してもはや学校組織の重要な一部となり新たな局面を迎えつつある。

外国人移民の増加が徐々に顕著となり始めた 1990 年代よりイタリアの教育省⁵は外国籍生徒の統計

* 北海道大学外国語教育センター非常勤講師、文学博士

調査を始め、1997 年からは州教育局と国立統計研究所（以下 ISTAT⁶と表記）の統計情報をもとに「イタリア国籍を持たない生徒たち」⁷という報告書を毎年継続して公開している。そこではイタリアの学校における外国人児童・生徒の就学状況、人口・年齢・ジェンダー・出身国籍などに関する統計学的分析、さらに外国人生徒の進学状況と中退問題などについて分析結果が出されており、毎年変化する外国人子弟の状況把握のリソースとなっている。

また 80 年代末からイタリアでは移民の未成年者に対する教育権利保障の法整備も進み、外国人子弟の教育として「インターカルチュラル教育」（英 Intercultural Education／伊 Educazione Interculturale 文化間教育）の方法論が採用されてきた。これは 90 年代より EU 諸国間で目指しはじめた移民労働者の「社会統合」政策の一環で、互いの文化を尊重しつつ融合・共生を推進する柱として据えられたものである。イタリアも EU の方針に倣ってこのインターカルチュラル教育をイタリア・モデルとして採り入れ、外国人子弟教育の要に据えてきた。その後、全国的な浸透を計って 2006 年と 2014 年に「外国人生徒の受入れと統合に関するガイドライン」が発表され、イタリアにおけるインターカルチュラル教育の理念と運営指針が全国の学校に通達された。

インターカルチュラル教育を外国人子弟の教育方法とする動向は 2000 年前後より EU 諸国内で主流となり始め、その進展状況や問題等に関する各国状況の報告書も出されてきている⁸。イタリアの事例に関する先行研究としては、本邦でも盛岡大学の高橋春菜氏がイタリアの学校外教育におけるインターカルチュラル教育活動の事例研究を進めており、ボローニャ市の図書館カーザ・ディ・カウオラ（Casa di Khauola“カウオラの家”の意）での実践から地域に密着したインターカルチュラル教育の進め方の重要性を指摘している。さらにインスブリア大学日本語講師の丸山圭子氏は、インターカルチュラル教育の視点から外国人子弟に対するイタリア語学習支援の状況をミラノ市や地方自治体の CTP（国の成人教育機関）等の実践例から紹介し、イタリアの各地域の教育現場で複言語主義、多様性を受入れる活動が進んでいるとの見解を示している⁹。またイタリアの小学校教員として 30 年間勤務し、学校心理士として活躍する G. Malusà（2017, 2019, 2020）¹⁰は外国人子弟の学習遅滞・学習放棄の問題について研究を進めており、OECD の学習到達度調査（PISA）に代表される EU 中心主義的な基準で移民の子どもたちを評価する教育政策のあり方にも問題があると指摘し、一元的ではない学習評価方法やカリキュラムによるリスク回避の必要性を指摘している。

本稿ではこれら先行研究を踏まえつつ、これまで余り顧みられてこなかった国の政策方針・法規制度という角度からイタリアにおける外国人子弟の教育施策、すなわちインターカルチュラル教育の受容問題を取上げることとする。とりわけ比較的看過されてきた 2006 年と 2014 年の「外国人生徒の受入れと統合に関するガイドライン」に光を当て、従来の実践例を裏付ける理念的背景、国の教育制度・政策方針について法規制度の変遷を鑑みつつ考察を行うものとする。はじめに 20 世紀後半から今日に至るまでのイタリアにおける外国人移民子弟の就学状況、人口動態、地域分布等を概観し、そこから 80 年代末以降の移民子弟の学習権利に関連する教育省通達、首相令等の法規整備の経緯を辿る。最後に本論となる 2006 年と 2014 年のガイドラインの比較検証を行いつつ、今日までイタリアがいかにか外国人子弟を受入れ、学習保障を目指し歩んできたのか、また彼らの社会統合のために学校教育分野でいかなる課題を残しているのかという問題について考察を進めていく。

2. イタリアにおける外国人移民とその子弟たち

まずイタリアにおける外国人移民の状況を把握するために彼らの人口動態および国籍別人口分布から見ていきたい。1951年の時点でイタリアに滞在する外国人数は4万7177人であった¹¹。1970年には14万6989人¹²と顕著な増加が認められ、1985年には42万3004人¹³、2001年には133万4889人¹⁴、2011年には402万9145人¹⁵と2000年を過ぎた頃からは急速な増加傾向を示すようになった。2021年1月1日のISTATの統計ではイタリアの総人口5925万7566人¹⁶のうち503万5643人¹⁷は外国人であり、全体の8.4%を占めていることが確認されている。

2019年の事例で年齢層別に外国人人口を見ると0～4歳が31万5814人、5～9歳は31万2011人、10～14歳は26万2533人、15～19歳が22万877人¹⁸と若年層になるほど人口比率が高く、全体の20.3%が20歳未満であり¹⁹、イタリア全体の未成年（18歳未満）者数と比較しても13%²⁰もの高い数値を占めている。

2018/2019教育年度（以下、年度と表記²¹）の「イタリア国籍を持たない生徒たち」²²の統計によると、彼らの出身国別人口分布を見ると最も多いのはルーマニア人生徒で約15万8000人、外国人生徒全体の18.4%を占める。続いてアルバニア人生徒が約11万6000人（13.5%）、モロッコ人生徒が約10万5000人（12.2%）、中国人生徒が約5万5000人（6.4%）となっている。ルーマニアは2007年にEUに加盟した後、経済的困窮から海外に出る移民流出が留まらず、近年イタリアでは外国人人口1位の状況が続いている²³。アルバニア人が多い理由としては、イタリアとの地理的近さに加え、戦時中にムッソリーニ政権下でイタリアに併合された国の一つであり、元宗主国であるイタリアに保護を求めて移住することが指摘されている²⁴。また近年の傾向で、中国人生徒の83.1%は第二世代（54,381名中、45,208名）、アルバニア人生徒とモロッコ人生徒は約76%が第二世代に切り替わってきており、世代交替が進み始めていることも指摘されている²⁵。第二世代の比率を学校組織別²⁶で示すと初等教育では75.3%、前期中等教育では59.5%、後期中等教育では36.4%を占めており、外国人の生徒全体の64.5%²⁷がイタリア生まれという“新たな日常”がイタリアの学校の中で生まれてきていると教育省も伝えている²⁸。

さらに外国人のイタリア国籍の取得者数を見ると、2001年は1万401人²⁹、2010年は6万5932人³⁰、2016年には20万1591人を記録し³¹、その後落ち着くが2019年も12万7001人の外国人がイタリアの国籍を取得している³²。最新の2019年度における国籍取得者数を年齢層別に見ると³³、0～19歳が4万5741人、20～29歳が1万5767人、30～39歳が2万4162人、40～49歳が2万3505人、50～59歳が1万2811人、60歳以上が5015人であり、外国人移民のイタリア定着化が進んでいることと、中でも学校に通学する若年齢層の国籍取得割合が高いことが確認できる。

ここでイタリアの国籍取得制度について説明すると、イタリアは日本と同様で原則、血統主義“*ius sanguinis*”（親の国籍を継承）を採り³⁴、アメリカやカナダのような出生地主義“*ius soli*”（出生した国の国籍が付与）の立場と異にする。しかしながら2015年10月13日、急増し続ける外国人子弟の保護政策としてジョルジョ・ナポレターノ首相（在位2013年3月15日～2018年3月22日）のもと国籍取得の改正法案（Atto Senato, n.2092, XVII Legislatura）が可決され、緩和措置が採られることとなった³⁵。この法案は外国人未成年者の国籍取得を念頭に構想されたもので、申請の権利を持つ対象者は、（1）イタリアの国内で生まれた外国人で、両親のいずれかが5年以上欧州連合に正規長期滞在者として登録更新記録があること。その上で子どもが成人年齢に達する前にその親から国籍取得の申

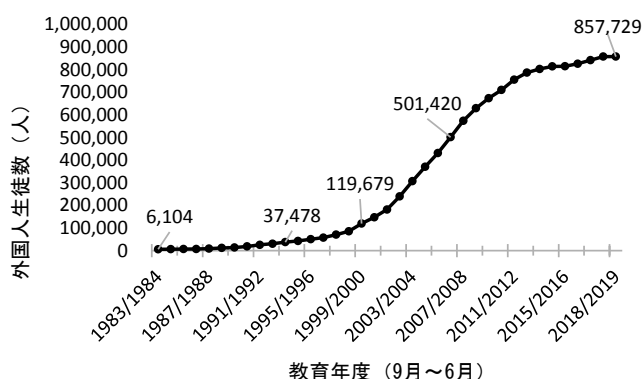
請を出すことが条件となっている。または(2) イタリアの国内で生まれた外国人もしくは12歳未満に入国した外国人で、イタリアの学校に少なくとも5年間以上就学し、初等教育、前期中等教育、後期中等教育の少なくとも1サイクル以上の教育期間、イタリアで就学したことが認められる場合にその親から申請することで国籍が取得できるといった条件付きの改正案であった。

この改正案は通称“ius culturae”もしくは通称“ius soli temperato (ius soli soft)”と呼ばれるもので³⁶、出生地で自動的に国籍を取得できる訳ではないが、正規滞在歴と就学に基づく一定条件を満たすことで取得可能とする代替措置であった。不十分な措置であってもこの法案は未成年者の帰化数の増加を促すものとなった。

3. 外国人生徒の修学状況

次に教育省の年刊報告書から外国人生徒の就学人口の推移を見ていきたい³⁷。図1のグラフに示した通り、1983/1984年度の外国人生徒数は6104人、1993/1994年度は3万7478人、1999/2000年度は11万9679人、最も増加傾向が顕著であった2006/2007年度は50万1420人³⁸、最新データの2018/2019年度では85万7729人で全就学人口858万人の10%が外国人生徒に達したことを示した³⁹。

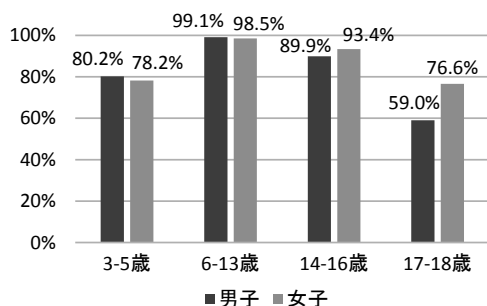
【図1】外国人生徒数の変化



出典) MIUR のデータより筆者作成

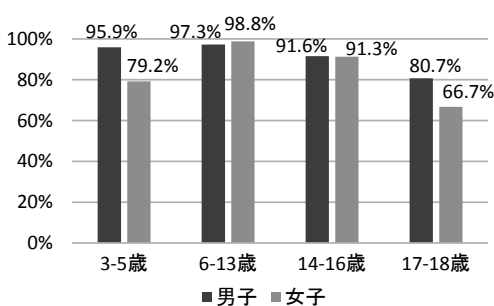
さらに日本の小学校・中学校・高校に相当する初等教育・前期中等教育・後期中等教育のそれぞれの就学率について2018/2019年度のデータから確認してみる。まず図2に示した外国人生徒数の就学率を見ると、外国人男子生徒は初等教育の就学率99.10%、前期中等教育89.9%、後期中等教育59%と、高校になる段階で急に就学率が下がっていることが分かる。一方、外国人女子生徒は初等教育98.5%、前期中等教育93.4%、後期中等教育76.6%と高校段階でも高い数値を維持していることが分かる。図3に示したイタリア人生徒の就学率を見ると、イタリア人男子生徒の後期中等教育の就学率

【図2】外国人生徒の就学率



出典) MIUR のデータより筆者作成

【図3】イタリア人生徒の就学率



出典) MIUR のデータより筆者作成

80.7%、イタリア人女子生徒 66.7%と女子は低い数値を示すが、外国人男子学生の就学率の低下率はそれと比しても大きいと言える。教育省の分析では 17～18 歳になる際の下降率が著しいことから、おそらく家庭の経済事情とジェンダー問題、すなわち女子生徒よりも男子生徒の方が労働力に直結するため家の要望で学校を中退している可能性がある」と指摘されている⁴⁰。

続いて外国人の人口分布を地域別に見ると、経済的に比較的豊かなイタリア北部に定住する傾向が強いことが分かる。これは移民の多くが主に経済的理由から母国を離れて移動してきた EU 域外出身者が多いことが指摘されている。

2018/2019 年度の外国人滞在者の居住地域分布を見ると、ロンバルディア州 (Lombardia) やピエモンテ州 (Piemonte)、ヴェネト州 (Veneto) などの北部は 65%、トスカーナ州 (Toscana) やウンブリア州 (Umbria)、マルケ州 (Marche) などの中部は 22%、カンパーニャ州 (Campagna) やプーリア州 (Puglia)、シチリア島 (Sicilia) などの南部は 13% となっている。北部の中でもミラノを中心とするロンバルディア州にもっとも集中している⁴¹。外国人生徒の人口分布を見ると、とりわけ多いロンバルディア州は 21 万 7933 人、州の就学人口の 15.4% が外国人生徒となり、イタリアにおける外国人生徒数全体の 25.4% がここに集中している⁴²。同じ北部のエミリア・ロマーニャ州 (Emiglia-Romagna) も割

【図 4】イタリア地図 (州別)



出典) Wikipedia

合としては全生徒の 16.4% を占め、最も多い比率を示している。県別に最も比率が高いのは中部トスカーナ州のプラート県で 26.8%、その後も北部ロンバルディア州ピアチェンツァ県で 22.7%、同州マントヴァ県で 18.5%、同州パルマ県・クレモナ県・ブレージャ県で 18% を超え、比較的割合の少ない南部・中部の地域とは状況を異にする。そのため地方や個々の学校で状況は大きく異なり、全国レベルでの指針、運営の枠組み構築を一層難しくさせる要因になっている。

4. 外国人子弟の教育保障と教育モデルとしてのインターカルチュラル教育

イタリアで外国人子弟の教育に関するはじめての全国的な指針が出されたのは、1989 年 9 月 8 日に教育省の通達第 301 号「外国人の学校参加義務：教育の義務の履行推進と調整」⁴³においてである。そのなかでイタリア国籍を持たない外国人子弟にも教育を受ける権利と教育の義務があるとし、たとえ正規の滞在許可証を取得していない不法滞在の移民子弟であったとしても未成年である場合においては例外なく保障されなければならない、外国人子弟を受け入れるホスト国として公平な教育機会を保障するとした。その翌年の 1990 年 7 月 26 日には教育省通達第 205 号「義務教育学校と外国人生徒」⁴⁴、1994 年 3 月 2 日には教育省通達第 73 号「異文化間の対話と民主主義的な共生」⁴⁵、1998 年 3 月 6 日には法令第 40 条第 36 項「移民管理規定および外国人の状態に関する規則」⁴⁶、同年 7 月 25 日公示の立法令第 286 条「移民管理規定および外国人の地位に関する規則の関係法規集」⁴⁷においてインターカルチュラル教育の言葉が登場し、移民子弟の社会統合(伊 *inclusione* 包摂/*integrazione* 統合)

を目標に据えた教育モデルが明確に打ち出されるようになった。

外国人子弟に対する教育モデルとしては、すでに半世紀前より合衆国やカナダにおいて多文化教育（Multicultural Education）の理念のもと異文化間の教育が発展してきた。しかし、多文化教育では主にテキストなど教材を用いた文化学習、いわば間接的かつ受け身的な学習スタイルが学びの中心に置かれてきたことから、その脆弱性が指摘されてきた。そこから一歩進むため、現在 EU 諸国で主流を成しているのがインターカルチュラル教育である⁴⁸。ユネスコのインターカルチュラル教育に関するガイドラインによると従来の多文化教育が「他者を受け入れる態度を創り出すためのもの、少なくとも“忍耐”する態度を生むため」⁴⁹の受動的共存に留まるという限界を含んでいたのに対し、インターカルチュラル教育ではこれを乗り越えるべく、「異なる文化グループ間の理解、尊敬そして対話の機会をつくりだし、多文化社会を共に生きる発展的で持続可能な道筋」を見出す方法であると定義づけられている。そこでは「対話」や「共同体験」など相互的活動が重視され、外国人もネイティブの子どもも互いに平和的な共生の知識とそのパフォーマンス（習慣化・内在化した思考・行動様式）⁵⁰を獲得するための教育方法とされた。

イタリアもまた 90 年代よりこの EU 諸国の流れを汲み、「対面」（confronto）と「対話」（dialogo）、「相互理解」（riconoscimento reciproca）⁵¹を促すことで、多様なアイデンティティや属性、経験を尊重する人間育成を目指したインターカルチュラル教育へと舵を切り⁵²、「インテルクルトゥーラ」（伊 Intercultura“文化間”）⁵³という項目を立てて教育省の活動部門の一つの柱としている⁵⁴。

5. 「外国人生徒の受入れと統合に関するガイドライン」

2006 年 3 月 1 日、イタリアの教育省は外国人子弟の教育方法としてインターカルチュラル教育の方向性が定まったことを受けて、全国的な共通ルールとして教育省通達 24 号「外国人生徒の受入れと統合に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」と表記）⁵⁵を発表する。続く 2007 年 10 月には「インターカルチュラルな学校と外国人生徒統合に向けてイタリアが進む道」⁵⁶を発表して、イタリア・モデルとしてのインターカルチュラル教育の理解を求め、その運用に向けての基本指針と運営方法の骨格を明示した。また 2014 年 2 月 9 日にはさらに急拡大する移民社会と増加し続ける外国人生徒の受入れ対応すべく新しいガイドラインが作成される⁵⁷。これが現行のガイドラインでもある。

2006 年版と 2014 年版のガイドラインの目次を表にまとめてみた。比較すると以下の通りである。

2006 年度のガイドライン 目次	2014 年度のガイドライン 目次
第一部 文脈 1. 背景 2. イタリア:インターカルチュラル教育の選択 3. 方策としての法的規定	第一部 文脈 1. 多文化学校か、それとも国際的學校か？ 2. 外国出身の生徒とは誰か？ 3. 若者の学校選択と大学進学への道筋 4. 国籍
第二部 運営方針 1. 外国人生徒の在籍数の均等配置 2. 学校でどのように外国人生徒を受け入れるべきか A. 行政分野（就学登録・証明書） B. コミュニケーション関係分野 C. 教育分野	第二部 運営方針 1. 外国人生徒の学校配置 2. 受入れ方 2.1. 就学登録 2.2. 証明書 2.3. 学校運営 3. 家族の包摂と参加 4. 評価

3. 初等教育の終了資格付与までの過程 4. イタリア語教育と他の言語学習 5. オリエンテーション 6. 学校における言語的・文化的メディアトーレ 7. 学校職員の教育 8. 成績評価 9. テキスト、図書館、教材	4.1. 試験 5. オリエンテーション 5.1. 学習遅滞者たちを阻むもの 6. 第二言語としてのイタリア語教育 6.1. イタリアに新たに到着した生徒たちへの語学活動 6.2. 諸段階 a) コミュニケーションのための第二外国語としてのイタリア語習得の初級段階 b) 学習用イタリア語に入る橋渡し段階 c) 共通の習得段階 6.3. 多言語併用 7. 外国人生徒数の多い学校 8. 教育関係者への教育 8.1. 教員に対する最初の教育 8.2. 専門職員の初期教育と業務教育 9. 成人教育 9.1. 滞在許可証とイタリア語能力 9.2. 移民統合ポータル 9.3. EU 域外出身者の教育プログラム
---	--

2006 年と 2014 年のガイドラインの目次を比較すると基本的枠組みは共通し、2014 年版はほぼその一部を拡充した構成になっている。これは外国人子弟の社会統合という政策のなかでインターカルチュラル教育が果たす基本計画が変わらないためである。しかし両者の内容の詳細を読み進めると、8 年後に改めて作成された意図に変化を読み取ることができる。もともと 2006 年版は初めての指針ということもあり、全国の学校で共有すべきインターカルチュラル教育の教育理念と趣旨説明に重きが置かれ、運営の基本構想を示したという意味合いが強い。項目に外国人保護者の学校参加の促進、学校における外国人生徒の人数調整、第二外国語としてのイタリア語教育支援、バイリンガル以上の語学力と専門的知識を有した言語的・文化的メディアトーレ（mediatore⁵⁸仲介者）導入など国が推奨する内容も掲げられていたが、内容的には専らその意義と概要説明に留まるもので、実践的な推奨モデルの例示などは見られなかった。

一方、急増する外国人生徒への具体的対策・対応を迫られた 2014 年版ではすでに 8 年間の学校実績と経験が基礎を踏まえ、先のガイドラインでは見られなかった教育活動事例、外国人子弟の就学トラブルの原因と分析、効果的な語学学習プラン、中退者の受け皿となる成人教育活動実践などの内容が盛り込まれ、具体的な実践方法・事例を情報共有し、教育現場での対策の方向性を示す内容へと変化が見られるものであった。

6. 2014 年版のガイドライン

では 2014 年版において進展した内容を以下検証していくことにする。本稿ではとくに変化の大きいと思われるいくつかの項目を取り上げ、2006 年版とも比較しつつ見ていきたい。まず第一部の「文脈」で注目したいのは、2014 年版の 2 つの項目「2. 外国出身の生徒とは誰か?」「4. 国籍（市民権）」である。2006 年版の「文脈」の内容は 2014 年版の「1. 多文化学校か、それとも国際的學校か?」に概ね包摂されており、インターカルチュラル教育を戦後の世界人権宣言から子どもの権利条約批准の延長上に位置づけ、かつ意義づけする内容となっている。また 2014 年版の「3. 若者の学校選択と大学進学への道筋」は第二部の「オリエンテーション」の箇所では詳細な分析がなされているため、そこで後述する。

6-1. 外国出身の生徒とは誰か？（第一部：文脈）

この項目では外国人生徒を大きく 7 つのグループに分類し、彼らに対する一律的な対応を見直す必要性が示されている⁵⁹。その 7 つのグループは以下の通りである。

- ① イタリア国籍を持たない生徒たち〔たとえイタリア生まれでも両親が外国籍である生徒たち〕
- ② 家庭内でイタリア語を話さない生徒たち〔読み書き能力が不十分で潜在的に“言葉の不安”を抱えている生徒たち〕
- ③ 保護者のいない未成年移民〔両親あるいは成人保護者の無い状態でイタリアに来訪した未成年者。捨て子や虐待経験をもつ場合もあり、国の法的保護対象者に当たる〕
- ④ イタリア人と外国人から生まれた混血の生徒たち
- ⑤ 国際養子の縁組制度を通じてイタリアに来訪した生徒たち
- ⑥ ロマ人、シンティ人、カミナンティ人の生徒たち〔ノマド（遊牧民）出自だが、すでに数世代に渡ってイタリアに暮らし、定住傾向が認められる生徒たち〕
- ⑦ 外国籍の大学生〔移民第二世代の生徒たちが多い。且つイタリアの大学の国際化を知る指標となっている〕

まず配慮すべきは、①～⑦の子どもたちが家庭内でイタリア語を話す（italofono）環境にあるかどうかという点である。②⑥のケースではイタリア生まれでも、家庭内でイタリア語を使って話す環境ではない可能性が想定されるため、第二外国語としてのイタリア語習得の支援に配慮が必要となる。一方、外国出身であったとしても、イタリア人家庭が主な受け皿となっている④⑤の場合は、家族と日常的にイタリア語を使用していることが想定され、初等教育以降の進学も支障のない場合が多い。また⑤の子どもたちは幼少期にイタリアに来ている場合が多く、言葉の面でも文化の面でもイタリアに馴染んでいるため一見して外国出身の子どもに“見えない”（invisibili）。そのため学校側は入学時の段階で親や本人と面談を行い、状況に応じて個別の授業計画を立てるなどの注意深く配慮する必要があるとされている。

続いて⑥のグループはロマ人に代表される、通称ジプシーと呼ばれるノマド（遊牧民・移動型民族）出自の生徒たちで、彼らの間でも多様な言葉・宗教・習慣が存在し、他のグループと全く異なるアプローチを必要とされている。ノマド出自の生徒の傾向として通学状況が一定せず、最終的に来なくなる割合が高い。教育省の分析としては、就学を忌避する傾向は彼らの心理的抵抗に結びつくもので、イタリアの学校に通うことで自分たちの文化的アイデンティティが脅かされるという不安や恐怖を根底とし、彼らの文化とイタリアの社会規範や言葉との間に深い溝が存在するためとしている。そのため、教師たちへの助言として、就学に向けて彼らの文化・習慣に合わせたアプローチを提唱する。たとえば文字を持たない口述文化の民族であるロマ人、シンティ人の子どもたちには、学校の登録制度の説明段階から書面手続きやオンライン手続きの方法を避けて直接口頭による説明を行うこと、とりわけロマ人の子どもたちには抽象的、特徴の不明確なもの、議論的なテーマは避け、直接的、個別的、具体的な学習方法を採用しながら少しずつ子どもの目を教師からクラス全体に向けさせる指導方法を良いと推奨する。またノマド出身の生徒および家族に対しては就学を強制するのではなく、かなりの「柔軟さ」と「自由度」をもって対応する必要性があることも助言している。

新版でこの項目が付加されたのは、重要でありながらも見落とし易い視点であるとの認識が経験的に指摘されてきたためとも思われる。子どもたちへの目配せは個別であるのと同時に文化的・民族的・歴史的に由来する点も重要であることを再認識させるものであり、複合的視座から個々のニーズに合わせた学習計画を決める重要性を示唆するものであった。

6-2. 国籍／市民権 (cittadinanza) (第一部：文脈)

イタリア語で「cittadinanza」とは「市民権、国籍、公民の地位、(総称的)市民」を意味する。1992年の国籍取得の法案改正がイタリア生まれの外国人未成年者に配慮して改正された内容であったことは先に述べたが、この国の政策転換と同時に教育分野でも国籍／市民権を学ぶ教科を設け、2008年10月30日法律第169条第1項でイタリアの全教育課程において、すなわち初等教育から後期中等教育まですべての課程で「国籍と憲法」という教科の導入を義務化する法案が可決された⁶⁰。これは憲法の学習を通じて民主主義の基本理念を学び、且つイタリアで暮らす決意をしたすべての人が、自分の権利を行使し、社会の義務を尊重することを目的に据えている。またインターカルチュラル教育の理念と結びついて、イタリア人、外国人に関わらずすべての生徒が民主的な共生の価値、知識、行動を学び、あらゆる場面で実践できることを目標とする。そのためこれを担当する歴史の教員は子どもたちに国籍／市民権の意味を人権問題、子どもの権利の文脈から理解させ、ヨーロッパ市民という広域的な概念、諸価値まで結び付けて教諭する重要な責務があるとされている。

先に述べた通り2006年にイタリアは外国人増加率のピークを迎えていた。ゆえに2008年のこの法案は政府が多民族・多文化・多言語社会へと急速に変貌する社会状況を強く意識しつつ、国の政策としてこのテーマに重きを置いた教育施策であったと言える。2014年のガイドラインでは法の内容を確認した上でこれを担当する歴史の学校教員に重要な課題と責務が課せられると述べており、この教科が達成すべき社会全体の教育課題であるとの意向を示していた。

6-3. オリエンテーション (第二部：運営方針)

続いて第二部で注目したいのは「5. オリエンテーション」の項目である⁶¹。2006年版では「オリエンテーション」と「学校における言語的・文化的メディアトール」⁶²に相当する部分の内容を拡充し、学校のオリエンテーションの重要性と課題について具体的に述べられたところとなっている。

まず2006年版の「オリエンテーション」では、学校のオリエンテーションの位置づけとして入学時の手続きおよび学校案内、生徒の学習指導の2点を上げ、後者において外国人生徒の学習遅滞に対する配慮も必要だとする一文を添えた手短な内容に留まっていた。これに対して2014年版では、「学習遅滞者たちを阻むもの」という細目を設け、日本の幼稚園に相当する就学前教育から、高校に当たる後期中等教育までの進学過程で行われるそれぞれのオリエンテーションの役割、特質、重要性が具体的に説明され、オリエンテーションと外国人生徒の学習遅滞の因果関係と改善策についての分析結果と課題を示す内容へと変化を見せている。

6-3-1. 就学前教育のオリエンテーション

今日の状況として教育省が注視しているのが移民二世への世代交代である。すでに外国人生徒の6割以上が移民二世であることから、学校のオリエンテーションもまた第一世代と異なる学生指導が必

要となり、その点に配慮した彼らへの進学就職のガイドとなることが目下の課題であると言われている。そしてそのスタートラインと言われているのが就学前教育である。

とりわけ家庭内でイタリア語を話さない外国人児童の場合、就学前教育の時期の教育が極めて重要な意味をもつ。この時期に正確なイタリア語を習得して支障なく話し理解する語学力を身につけることは義務教育課程に入る前の大切な準備段階となり、その後の学習遅滞や落第、学習放棄、中途退学などの事態を防ぐブレーキ的役割を意味する。しかし統計的にイタリア人児童よりも外国人児童の就学比率が低く、就学前教育に対する外国人家族の意識が低いことが指摘されており、そのため学校側から親や保護者の意識を変えるためにメディアトーレの協力を得つつ就学前教育の重要性を理解してもらう説明努力が必要だとガイドラインの中で強調されていた⁶³。

6-3-2. 後期中等教育（高校）と高等教育（大学）への進学

続く進学問題として上げられているのが中等教育から高等教育への橋渡しである。近年の重要な傾向として外国人生徒の後期中等教育への進学者数が増えてきており、その一方で大学進学率がいまだ低い数値に留まっている点が指摘されている（第一部の「3. 若者の学校選択と大学進学への道筋」でも言及あり）⁶⁴。

イタリアの後期中等教育は複線型のシステムで、①大学進学を目指す一般高校（licei）、②職業学校（Istituti tecnici）、③専門学校（Istituti professionali）の3つから構成されている⁶⁵。外国人生徒はそのうちの一般高校ではなく職業高校か専門学校に進学する傾向が強い。それが家庭の経済理由か、あるいは学校の不適切なオリエンテーションが要因だとする2つの理由を教育省は指摘している。とりわけ後者は学校が大学進学を視野に入れた進路指導を行わず、はじめから職業高校もしくは専門学校の進学を念頭に置いた方向性でオリエンテーションを進めているとした問題指摘で、その原因も外国人生徒への偏見、無意識的な差別が教師に潜在するためとの厳しい分析内容を突き付けるものであった。但しガイドラインではこの問題指摘と同時に改善の対策も述べており、たとえば①言語的・文化的メディアトーレを利用したオリエンテーションの実施、②多言語の案内資料の作成、③地方自治体への協力依頼、④外国人生徒の卒業生、上級生の経験談を外国人の子どもたちの前で直接語ってもらう等の案を例示しつつ問題回避の糸口も提案している。

6-3-3. 学習遅滞者への進路指導

2014年版の「オリエンテーション」の細目として取り上げられたテーマ「5-1. 学習遅滞者たちを阻むもの」⁶⁶はこれまで問題視されてきた外国人生徒の学習遅滞を取り上げてその原因を分析した箇所である。外国人生徒の学習を阻む要因は複合的であるが、その学習意欲の低下をもたらす原因は学校側のオリエンテーションにあるという指摘がここでなされている。

たとえば自分の年齢よりも低い年齢の学年にクラスに配された外国人生徒（主に中等教育）は教室内で「居心地の悪さ」（disagio）を感じ、学習意欲の低下と同時に中退を決意することが多い。これは入学時に言葉が不十分ため教師の判断、すなわちオリエンテーションで本意に低い学年に配置されたことで意欲を削がれる事例である。また低い学年に在籍しても言葉がついていけず留年を繰り返す外国人生徒がいる場合は学校側の語学支援が不足していることが原因だと指摘している。いずれも外国人生徒の潜在的な学力や学習状況をしっかりと分析判断を出来ていないまま学習指導を進めてい

ることに起因するとしている。

これらの事象が背景となって外国人生徒に多くの学習遅滞者（i ritardi）、留年者（i ripetenti）、中途退学者（gli abbandoni）が生まれていることを教育省は最も懸念している。義務教育の途中で学習放棄した場合、外国人の子どもたちは同じ状況のイタリア人の子ども以上に不当・不平等な労働環境で生活を強いられる状況に陥る。学歴的にも学習的にも不利な立場で経済活動の周辺に置かれることになるのである。ゆえにガイドラインではこの状況を防ぐために学校と教師は注意深く個々の外国人生徒の学習状況を観察し、継続的な語学支援を行い、適切なオリエンテーションによる導きで彼らの学習意欲を守り、義務教育を最後まで受ける権利を子どもたちに行使させる努力が必要であるとした。

イタリアのオリエンテーションとは総合的な教育支援、子どもたちのより良き未来に向けて共に歩み続ける伴奏者であり続けることを意味する。この項目全体で語られたのは、多様な文化・言語を背景にもつ生徒や家庭と学校教師の間での偏見・誤解を払拭し、互いの信頼関係を築きながら適切な学習支援の設定と将来の道筋を定めることがインテルクルトゥーラ思想に基づくオリエンテーションの前提であって、その遂行のためにも学校教師の意識変革、対応見直しを図りつつ外国人生徒の潜在的な能力を伸ばすことが本来のオリエンテーションであることを伝えるものであった。

6-4. 第二外国語としてのイタリア語教育と多言語教育（第二部：運営方針）

続いて「6. 第二言語としてのイタリア語教育」⁶⁷を見ていきたい。外国人生徒にとってまず何よりも必要とされるのがホスト国の公用語の取得である。2006年版のガイドラインでもすでにイタリア語の習得が急務の課題とされており⁶⁸、イタリア語の集中コースの設置や語学演習室やマルチメディアの活用を推奨し、外国人生徒用の学習計画を立てることが推奨されている。

6-4-1. NAI の語学教育と SEFR の導入

2014年版では2006年版の基本的な趣旨を踏襲しつつも、新たにNAI（Neo Arrivati in Italiaの略記）、すなわち自己表現する“言葉をもたずに”（senza parola）⁶⁹イタリアに来て間もない子どもたちのために「第二外国語としてのイタリア語」の重点的学習計画について提言がなされている。イタリアでは外国人生徒も入学直後からイタリア人生徒と同じ通常教室に仲間入りして、直接イタリア語・イタリア文化に触れさせる方法を探っているが、それと並行してNAIの子どもたちに対しては1日2時間のイタリア語授業を3～4カ月継続して行う学習計画を個別に組むよう推奨している。これは週8～10時間設けることが効果的支援に繋がるという考え方に基づいたものである。これに加えて地方自治体の協力を借りてイタリア語集中コースを開講し、早朝および午後の時間に自由に学べる語学ラボ（演習室）を開放するなど、NAIの子どもたちが学校生活、日常生活を送る上で最低限のイタリア語を急ぎ身につけることが出来るよう可能な限り学びの環境を提供するよう併せて提唱する。

またイタリア語の習得レベルを図る基準として「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠」、略称CEFR（セフアール：Common European Framework of Reference for Languages⁷⁰）の枠組みを導入する⁷¹。CEFRとは欧州評議会が2001年に発表した語学習得レベルを図る指標である。当初は四技能（読む・聞く・話す・書く）の6段階レベルだったものが、現代のニーズを満たすために2018年に7技能（四技能＋双方向の会話力、メールやSNSなどの応答返信力、プレゼンテーション力、複数言語話者との対話力）の11レベルに改定されている。イタリアでは外国

人生徒が習得すべき第一段階を CEFR の A1、A2 レベル（日常の買い物ができるなど基礎段階の言語使用者）、第二段階を学校の勉強に必要なイタリア語（italiano per studio）能力、第三段階を地理、歴史、経済など専門分野に対応するイタリア語力を目指す積上げ式学習方法を指針に採り、個々の生徒の学習状況に合わせたカリキュラムを立てつつ、最終的に外国人生徒たちがパイリンガル以上の多言語話者への道を開くことを目標に据えたものとなっている。

6-4-2. 多言語併用

「6. 第二言語としてのイタリア語教育」の細目「6.3. 多言語併用」（plurilinguismo）⁷²もまた 2014 年のガイドラインで新しく登場した内容の一つである。多言語併用とは、学校内の掲示物やお知らせの配布物、時間割などを多言語で記して準備する、二か国語以上の多言語（第二外国語としてのイタリア語と母語）で書かれた教材を準備するなど、生徒たちの言語の多様性の学びを活かして、文化間（インテュルクトゥーラ）の理解を深めることを目指した取り組みである。近年、イタリアでは幼児教育（就学前教育）と初等教育の段階からすでに多言語、多文化教育に対する理解と配慮が広まり、子どもたちが話す言語の状況把握が重要であると言われるようになった。これは欧州評議会が 2010 年に出した「多言語教育およびインターカルチュラル教育のカリキュラム発展と実施のための指針」の方向性に沿って、「個人の権利」、「個々人のアイデンティティと共同のアイデンティティ」を守り、成長させるべく各々がもつ出身地の言葉や文化経験と生徒全体が共有する経験を有機的に結び付けた教育のなかで効果的に進めようとする理念に基づくものである。

2014 年のガイドラインではこれを受けて、多言語併用の取り組みを推奨し、とくに効果があると言われている 6 つの方法を紹介している⁷³。

- ① 歓迎“venvenuto”の気持ちを表す多言語メディアの活用（外国人生徒および両親が目にする学校のポスターやパンフレット、小冊子の多言語版を用意し、外国人生徒の入学を歓迎する気持ちを視覚的に伝える方法）
- ② 多言語の試験問題作成（外国人生徒の入学時の学力を正しく把握するための評価方法の見直しとして、多言語〔母国語〕で数学論理などの試験問題を準備し、母国での学習状況・習得レベルを的確に把握する試み）
- ③ 二か国語以上の多言語翻訳された物語・童話を授業で使用する（外国人生徒にとってはあらかじめ母語で内容理解できた後にイタリア語テキストを読むため言葉の理解の助けになり、一方、イタリア人生徒にとっても世界に流布する様々な物語遺産に触れ、多様なアルファベットを学ぶ機会となる）
- ④ 教室単語・専門用語の対訳リストの作成（授業で使用する専門用語やキーワードの対訳一覧、教科のテーマに応じた専門用語の対訳一覧を準備して学習サポートをする）
- ⑤ 多言語間の影響関係を学ぶ（外来語・借用語として身近な外国語の発見、外国語とイタリア語の違いの発見（表現方法や語形変化など）を通じて言葉の多様性と豊かさを学ぶ授業をカリキュラムで設定する）
- ⑥ 母語教育⁷⁴（EU 域外言語の外国人生徒の母語〔アラビア語、中国語、ロシア語、日本語など〕教育として外国語コースを通常の授業時間外で開講する。イタリア人生徒にも開放しすべての生徒にとっての外国語学習の機会を生む）

この多言語併用の教育、学校環境づくりはまさにインターカルチュラル教育の好例として、イタリアではすでに幼児教育、初等教育の学校で実践が試みられており、幼少期より多文化・多言語社会のなかで平和的に生きる思考と態度、行動力を養う有効な手段として進められている。

6-5. 成人教育（第二部：運営方針）

さらに新しい項目として 2014 年版に登場するのが「9. 成人教育」⁷⁵である。成人の移民労働者を対象とする教育プロジェクトであるが、このなかには先に述べた外国人生徒の中退者の存在も念頭に置かれている。彼らは語学能力のトラブル、学歴の低さを理由に労働市場の周辺部に置かれ、不当な労働環境のなか生活を強いられるケースが多いためである。ゆえに学校教育機関から漏れてしまう外国人移民に目を向けた活動拠点として、2012 年に設立された国の教育施設 CPIA⁷⁶ (Centri Provinciali per l'Istruzione degli Adulti 成人教育のための県立センター) が重要な受け皿となっている。

6-5-1. CPIA の活動

CPIA とは 1997 年に始まった国の成人教育施設 CTP⁷⁷ (Centro Territoriale Permanente 地域生涯センター) と夜学教育施設本部 (Istituzioni scolastiche sede di Corsi serali) を統合したものである。義務教育を終えていない 16 歳以上のイタリア人、および外国人（滞在許可証取得者のみ）も区別なく CPIA に登録できる資格をもつ。主に 3 つのコースに分かれており、前期中等教育・後期中等教育の卒業資格（ディプロマ）の取得コースと成人外国人を対象とするイタリア語入門コースがあり⁷⁸、移民労働者であっても無料でイタリア語を学べる機会となっている。すでにこの取り組みは CTP の時代より始まっていたが、2009 年に外国人労働者の滞在者許可証の交付条件に CEFR : A2 レベルの資格取得を義務付けたことから、とりわけ語学コースのニーズはこれまで以上に高まっている。現在の外国人登録者の数は全体の半数を占め、更にその 3 分の 2 が中部・北部イタリアに集中している。

また CTP-CPIA では後期中等教育機関である職業学校、専門学校の夜学授業と連携して専門技術を学ぶコースも設けており、そこで学んだ技術を活かした企業実習研修 (stage⁷⁹) の機会も設けている。実際の CPIA の教育活動には国家資格をもつ教員と専門家たちが従事しているが、組織として州や就職センターや就職斡旋エージェント、専門教育の公認機関とも連携しており、全体としてその地域で暮らす外国人成人に対する生活支援・就職支援を進める重要な活動拠点となっている。

6-5-2. 「移民統合ポータル」の立ち上げ

「9. 成人教育」の細目「9.2. 移民統合ポータル (Il Portale Integrazione Migranti)」⁸⁰について最後に触れておきたい。「移民統合ポータル」とは 2012 年に教育省と労働・社会政策省、内務省の協同でつくられた連携支援サイトである⁸¹。副題の「Vivere e lavorare in Italia (イタリアで生活し働くこと)」にもある通り、イタリアで永住を希望する外国人移民の生活支援、就職支援のため情報提供をネット配信で行い、移民の社会統合を手助けすることを目的としたサイトである。

発足当時はイタリア語、労働、住宅、健康、未成年者、インターカルチュラルのメディアトローレの 6 つの柱で内容構成されていたが、2021 年 5 月 12 日にさらなるコンテンツの拡充と情報サービスの提供を目的に改定が行われ、現在は 7 つの柱：①ニュース（日々の最新情報）、探究（調査研究のレポートなど）、②イベント（移民をテーマとした催事情報）、③規則・法律（ビザ・滞在許可証・仕事・

外国人未成年者・国籍取得・健康など)、④プロジェクト(移民の社会統合政策関連)、⑤参考資料(イタリアの外国人コミュニティ情報など)、⑥告示(各州・県の外国人向け告示内容)、⑦案内(難民の家、母子手帳、外国人健康保険、銀行口座の開設の案内情報)というテーマで新たな情報提供に努めるとした⁸²。また新サイトではこれまで無かった英語の簡易ページも作成され、より多くの外国人移民たちのアクセスに繋がるように進化している。

このポータルを試みは先に見た CPIA のような直接向き合った教育活動、地域に密着した社会支援サービスと共に情報という新たな支援のあり方を示し、学校教育からも抜け落ちてしまう弱者層にも配慮した支援の仕方であると言える。

7. おわりに

1990年代よりイタリアではインターカルチュラル教育を外国人子弟教育のイタリア・モデルとして採用してきた。その後、2006年と2014年にその取り組みに関する全国的な指針として「外国人生徒の受入れと統合に関するガイドライン」を発表した。本稿はこの2つのガイドラインを検証し、イタリアが外国人子弟をいかに学校という組織で受け入れ、インターカルチュラル教育の理念と実践を通じて彼らの社会への「統合」政策を果たそうとしたのかについて見てきた。

まず2006年のガイドラインは、EU域外出身外国人の顕著な増加傾向を背景にその子弟たちを受入れる国の措置の一つとして教育分野での指針を示す目的で作成されたものであった。そこからインターカルチュラル教育の視座から学校組織が様々な出身国の外国人子弟を受入れる際に必要な教育的配慮、コミュニケーションに関する基本事項、語学学習支援の必要などの基本指針を示し、その趣旨説明と運営に向けての骨格を示すことに力点が置かれた内容であった。

一方、2014年版では2006年版の基本柱をそのまま活かしつつも大きく項目も拡充され、初版で欠落していた学校内の実践例や推奨プランの提唱、学習放棄問題の原因分析などを含む内容が付加されてより実践的な指針へと内容的変化を見せていた。そのなかでも移民をルーツに持つ子どもたちの多様なバックグラウンドの分析と対策、特別配慮を必要とするNAIの子どもたちへの語学学習支援、多文化・多言語・多民族が共存する組織運営のための多言語併用プロジェクト、成人教育機関CPIAの活動などの項目はインターカルチュラル教育の推進に学校組織と地方自治体、専門機関、地域社会の密な連携体制が不可欠であることが強調されていた。またインターカルチュラル教育の理念のもとイタリア独自の取り組みの一つに2008年の「国籍と憲法」の教科制定があり、その学びの重要性が示された。さらにその一方で、現状のネガティブな問題として外国人生徒の学習遅滞、留年、中途退学がはじめて取り上げられ、教師に潜在する差別問題、無意識の先入観に基づくオリエンテーションのあり方に警鐘を鳴らしつつ、適切な学力判断と進路指導の改善が求められていた。

これら課題や問題点はイタリアのインターカルチュラル教育が抱える現状を浮き彫りにするものであり、直面している問題解決の糸口を示しながら新たな局面を開く道筋を提示したという意味においてこのガイドラインの意義は大きいものであったと言える。

インターカルチュラル教育とは異なる文化と出会い、対話を通じて生まれる多様性の豊かさを尊重する思想と実践である。イタリアの学校は従来の学内の枠組みを超えて、いまや地域社会の異文化間交流の拠点としても開かれることが期待され、多様な国籍・文化・言語を背景にもつ子どもたちと家族、地域住民たちも参加する「共同生活の実験室」⁸³になることを目指している。移民二世、三世とし

て成長してきた外国人子弟たちはすでに“新しいイタリア人” (nuovi italiani)⁸⁴ と呼ばれ、制度上の国籍を超えたイタリアの未来を築く新たな世代としてイタリア社会のさまざまな分野で社会的に活躍を始めており、そこからも異文化共生の環境づくりは急務に取り組むべきテーマとなっている。90年代より社会統合という目標と共に多様性と共生する新たな道程を歩み始めてきたイタリアにとってインターカルチュラル教育はその政策の要を成すものであった。本稿で見てきた2つのガイドラインはイタリアで暮らす人々が国籍に関わらず豊かに生き、平和的に共存できる社会へと導くことがイタリアの国の責務であることを宣言するものであり、その実現に向けての決意を示すものであったと言えるだろう。

- ¹ 当時、副首相であったクラウディオ・マルテッリ (Claudio Martelli, 1943～) が推進した 1990 年 2 月 28 日の法律第 39 条 (Legge, 28 febbraio 1990, n. 39) を通称、マルテッリ法という。Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/1990/02/28/090G0075/sg> この法律は年間約 5 万人ずつ増え続けていた状況を鑑み、それまで融和的措置をとっていた移民政策を転換するものであった。具体的には滞在許可証の国別発行数を毎年見直しすることで移民受け入れの計画化が図られ、非正規滞在者には国外追放を含む罰則も定められた。移民問題については以下も参照。泰泉寺友紀「現代イタリアにおける移民問題をめぐる諸論点」、『和洋女子大学紀要』第 50 集、2010 年、154 頁。
- ² イタリア語で「移民」を意味する言葉は「emigrazione」「immigrazione」「migrazione」の3つ存在する。その使い分けとして、①emigrazione は主に出国し労働者を意味し、海外および国内の別の地域に移り住む移民を意味する。②immigrazione はイタリアに移住してくる外国人移民、もしくは移民先より帰国するイタリア人を意味する。③接頭辞「e-」も「im-」も付けない migrazione は単に移住、移動、移転の意味をもつことが多い。本稿で用いる移民は immigrazione の意味で使用する。
- ³ Cova Minotti, Edoardo Guido, *Analisi della popolazione straniera residente in Italia e dei relativi effetti sull'economia italiana*, Dipartimento di Impresa e Management Cattedra di Scienze delle Finanze, Libera Università Internazionale degli Studi Sociali, A.A.2015-2016, p. 12. Retrieved on 13 June 2021 from https://tesi.luiss.it/18071/1/182051_COVA%20MINOTTI_EDOARDO%20GU.pdf; Fondazione Migrantes, *Xo Rapporto Italiani nel Mondo*, 2015.
- ⁴ MIUR, *Linee guida per l'accoglienza e l'integrazione degli alunni stranieri*, 2006, p. 4. Retrieved on 13 June 2021 from https://archivio.pubblica.istruzione.it/normativa/2006/allegati/cm24_06all.pdf
- ⁵ 戦後、イタリアの教育省は組織編成が時代によって1省編成、2省編成と移り変わっており、1946～1988年までは「イタリア共和国公教育省」の1省編成 (Ministero della pubblica istruzione della Repubblica Italiana [略称 MPI])。1988年にそこから「大学・科学技術省」(Ministero dell'università e della ricerca scientifica e tecnologica) が新たな省として分離設立して2省編成となる。ベルルスコーニ政権時代 (2001～06年、2008～2020年) は省庁大臣の議席数削減政策 (パッサニーニ改革) に基づき2省を併合した「イタリア共和国教育・大学・研究省」(Ministero dell'Istruzione, dell'università e della ricerca della Repubblica Italiana [略称 MIUR]) となる。その後、2020年第二次コンテ政権下で再び2省編成に改変され、幼稚園から高校までを担当する「学校教育省」(Ministero dell'istruzione) と大学・研究機関を担当する「大学・研究調査省」(Ministero dell'università e della ricerca) で構成されることとなった。現在の教育省はベルルスコーニ時代の略称 MIUR を踏襲している。
- ⁶ 「Istituto Nazionale di Statistica」の略称。
- ⁷ 伊語題目は「Alunni con cittadinanza non italiana」(1997～2017年版)、「Gli alunni con cittadinanza non italiana」(2018年版～現在)である。
- ⁸ ユネスコ、欧州委員会、欧州教育情報ネットワーク Eurydice などが各国の移民の子どもたちの各国教育状況について研究を進めており、就学状況に関する統計情報収集のほか、インターカルチュラル教育の浸透状況についても実地のモニタリング調査などを進めつつ報告書を出している。OECD の学習到達度調査 (PISA) においても移民子弟の学習達成度を測った統計的データが報告されている。以下 Eurydice, *Integrating immigrant children into schools in Europe*, Brussels, 2019. Retrieved 13 June 2021 from https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/sites/default/files/integrating_students_from_migrant_backgrounds_into_schools_in_europe_national_policies_and_measures.pdf (2004年創刊の Eurydice の報告書。2019年版では

- 「文化的多様性をもった教室づくり」に関する新たな章も設けられている) ; CEU (Center for European Union Research) , *Study on educational support for newly arrived migrant children*, Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2013. Retrieved 13 June 2021 from http://www.eunec.eu/sites/www.eunec.eu/files/attachment/files/report_en.pdf (外国から来たばかりの移民の子どもたちに対する教育支援の必要性和学校現場での差別問題等について言及) ; OECD, *PISA 2015 Results (Volume I) : Excellence and Equity in Education*, 2016, Paris: OECD Publishing. Retrieved 13 June 2021 from <https://www.oecd.org/publications/pisa-2015-results-volume-i-9789264266490-en.htm> (移民子弟の学習達成度の低さ、中退率の高さ等の問題が報告)。
- ⁹ 高橋春菜「イタリアにおける『インターカルチュラル教育』理念の位置づけ」、『東北大学大学院教育学研究科研究年俵』第64集 第2号、2016年、pp. 213~233 ; 丸山圭子『新しい学習者』としての移民-外国語としてのイタリア語とインターカルチャー教育、『日伊文化研究』第53号、2015年、pp. 80-83。
- ¹⁰ Malusà はイタリアの小学校教員として30年間勤め、学校心理士として現在も活躍し、トレント州を中心とする北イタリアでのフィールドワークに精力的に取り組んでいる研究者である。以下参照 Malusà, Giovanna, “Equity in educational systems and policies: a difficult social justice choice”, in *ENCYCLOPAIDEIA*, vol. 21, n. 47, 2017, pp. 86-122. Retrieved 13 June, 2021 from <https://encp.unibo.it/article/view/6953> ; *ibid.*, “Il fallimento delle prescritte soluzioni: un approccio critico all’insuccesso scolastico dei minori di origine migrante in Italia”, in *ENCYCLOPAIDEIA*, vol. 22, n. 51, 2018, pp. 45-63. Retrieved 13 June 2021 from <https://encp.unibo.it/article/view/8460/8288>; *ibid.*, “Inclusion as Social Justice. A research project in Italian middle schools”, in *ENCYCLOPAIDEIA*, vol. 24, n. 56, 2020, pp. 91-106. Retrieved 13 June, 2021 from <https://encp.unibo.it/issue/view/856>
- ¹¹ Cova Minotti, *ibid.*, p. 14, Grafico 2.1.4.: 1951年のイタリア総人口は4751万5537人。Tuttitalia.it: Censimenti popolazione Italia 1861-2011. Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.tuttitalia.it/statistiche/censimenti-popolazione/>
- ¹² Cova Minotti, *ibid.*, p. 15. 1970年のイタリア総人口は5368万5301人。Retrieved on 13 June 2021 from https://it.wikipedia.org/wiki/Demografia_d%27Italia
- ¹³ Cova Minotti, *ibid.*, p. 16, Grafico 2.1.6. 1985年のイタリア総人口は5658万8319人。ISTAT. Popolazione residente ricostruita-Anni 1982-1991 Titti i comuni. Retrieved on 13 June 2021 from <http://dati.istat.it/Index.aspx>
- ¹⁴ ISTAT, *14° Censimento della popolazione: dati definitivi. Gli Stranieri Residenti in Famiglia e in Convivenza*, 16 giugno 2004, p. 1 (2001年に実施された第14回国勢調査報告書「家族および共同生活における外国人居住者」)。Retrieved on 13 June 2021 from http://dawinci.istat.it/MD/download/com_stranieri_res.pdf; 2001年のイタリア全人口は5695万692人。ISTAT. Popolazione residente ricostruita-Anni 1991-2001 Titti i comuni. Retrieved on 13 June 2021 from <http://dati.istat.it/Index.aspx>
- ¹⁵ ISTAT, *15° Censimento generale della popolazione e delle abitazioni*, 9 ottobre 2011, p. 17 (2011年に実施された第15回国勢調査報告書「人口統計学の構造 最終データ」)。Retrieved on 13 June 2021 from https://www.istat.it/it/files/2012/12/volume_popolazione-legale_XV_censimento_popolazione.pdf; 2011年のイタリアの全人口は5994万8497人。ISTAT. Popolazione residente ricostruita-Anni 2002-2019 Titti i comuni. Retrieved on 13 June 2021 from <http://dati.istat.it/Index.aspx>
- ¹⁶ ISTAT. “Stranieri residenti al 1° gennaio”. Retrieved on 13 June 2021 from <http://dati.istat.it/Index.aspx>
- ¹⁷ ISTAT. “Popolazione residente-bilancio: Tutti i comuni”. Retrieved on 13 June 2021 from <http://dati.istat.it/Index.aspx>
- ¹⁸ Tuttitalia. Cittadini stranieri in Italia 2019 (Distribuzione della popolazione straniera per età e sesso, 1° gennaio 2020 su dati ISTAT) . Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.tuttitalia.it/statistiche/cittadini-stranieri-2019/>
- ¹⁹ 2020年12月16日付の経済日刊紙「Il Sole 24 Ore」にこの問題の記事が掲載。Retrieved on 13 June 2021 from https://www.infodata.ilssole24ore.com/2020/12/16/quant-sono-gli-stranieri-in-italia-tre-numeri-dallinfografica-di-istat-sul-censimento/?refresh_ce=1
- ²⁰ Tuttitalia. Cittadini stranieri in Italia 2019 (Distribuzione della popolazione straniera per età e sesso, 1° gennaio 2020 su dati ISTAT) . Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.tuttitalia.it/statistiche/cittadini-stranieri-2019/>

- 21 イタリアの教育年度 (Anno Scolastico) は概ね 9 月半ばから翌年 6 月初旬までの期間で設定。毎年、州ごとに開始日・終了日が設定される。たとえば 2020/2021 教育年度は 2020 年 9 月 14 日～2021 年 6 月 8 日とする州が多いが、トスカーナ州では 9 月 15 日～2021 年 6 月 10 日、南部のプーリア州では暑い夏を考慮して開始を遅らせ、9 月 24 日～2021 年 6 月 11 日としている。またアルプス山脈に近いヴァッレ・ダオスタ州は雪の多い 2 月に 3 日間の冬期休暇を設けるなど、クリスマス休暇や復活祭、カーニヴァル休暇も州によって異なっている。MIUR の公式 HP: Il calendario scolastico. Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.miur.gov.it/calendario-scolastico>
- 22 MIUR, *Gli alunni con cittadinanza non italiana A.S. 2018/2019*, 2020, p. 18. Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.miur.gov.it/web/guest/pubblicazioni>; 尚、この数値は就学前教育 (幼稚園) から後期中等教育 (高校) に登録した外国人生徒数の合計である。
- 23 泰泉寺、前掲、152～153 頁。
- 24 1997 年アルバニア暴動、1999 年 Kosovo 紛争などを受けてイタリアの港に大量難民としてアルバニア人が押し寄せた際は、その多くが受け入れを拒否され、強制帰国させられたことも記憶に新しい。関口英子「イタリアと移民」、マリオ・フォルトゥナート、サラ・ハ・メスナーニ共著、関口英子訳『出稼ぎ労働者』明石書店、1994 年、pp. 165～168。1960 年代半ばまで移民の割合が多かったエリトリアも旧イタリア植民地 (1888～1941 年) である。
- 25 MIUR, *ibid.*, 2020, p. 28.
- 26 イタリアの就学年齢はその年の 12 月 31 日までに達している年齢が基準となる。①初等教育 (小学校に相当) Scuola primaria は 6～10/11 歳の 5 年間、②前期中等教育 (中学校に相当) Scuola secondaria di I grado は 11～13/14 歳の 3 年間、③後期中等教育 (高校に相当) scuola secondaria di II grado は 14～18/19 歳の 5 年間だが、義務教育は前半 2 年間 (14～15/16 歳) であり、残り 3 年間 (16～18/19 歳) は非義務教育期間となる。
- 27 MIUR (2020), *ibid.*, p. 18.
- 28 MIUR の公式 HP “Intercultura”. Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.miur.gov.it/web/guest/intercultura>
- 29 Gallo, Gerardo & Paluzzi, Evelina, *I cittadini italiani naturalizzati: l'analisi dei dati censuari del 2001, con un confronto tra immigrati di prima e seconda generazione*, ISTAT, Direzione Centrale Censimento della Popolazione Territorio e Ambiente, 2005, p. 5, Tabella 1.に 1991～2001 年までの統計データが掲載。Retrieved on 13 June 2021 from https://web.archive.org/web/20110125062714/http://www.istat.it/dati/pubbsci/contributi/Contributi/contr_2005/2005_15.pdf
- 30 ISTAT, *Ricostruzione della popolazione residente per età, sesso e cittadinanza nei comuni. Indicatori demografici Anni 2001-2011*, 26 settembre 2013, p. 8. Retrieved on 13 June 2021 from https://www.istat.it/it/files/2013/09/indicatoridemografici_26_09_2013_def.pdf
- 31 ISTAT, *Bilancio Demografico Nazionale Anno 2016*, 13 giugno 2017, p. 12. Retrieved on 13 June 2021 from https://www.istat.it/it/files/2017/06/bilanciodemografico-2016_13giugno2017.pdf?title=Bilancio+demografico+nazionale++13%2Fgiu%2F2017++Testo+integrale.pdf
- 32 ISTAT. “Acquisizioni di cittadinanza”. Retrieved on 13 June 2021 from <http://dati.istat.it/Index.aspx>
- 33 ISTAT. “Acquisizioni della cittadinanza”. Retrieved on 13 June 2021 from <http://dati.istat.it/Index.aspx>
- 34 1992 年 2 月 5 日に公布された法律第 91 条「国籍に関する新規則」(Legge 5 febbraio 1992, n. 91: Nuove norme sulla cittadinanza) でも親の国籍に基づく血統主義、もしくは婚姻に基づく帰化条件などが再確認されていた。
- 35 Atto Senato, n.2092, XVII Legislatura: Modifiche alla legge 5 febbraio 1992, n. 91, e altre disposizioni in materia di cittadinanza. 法案全文は以下。Retrieved on 13 June 2021 from <http://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/DF/291964.pdf> (上院議会の公式ページから参照 http://www.senato.it/leg/17/BGT/Elenchi/DDI/index_17_0.html) ; 2015 年 9 月 29 日の下院で承認された内容も参照。以下 Retrieved on 13 June 2021 from https://www.camera.it/_dati/leg17/lavori/stampati/pdf/17PDL0033930.pdf ; Retrieved on 13 June 2021 from <http://www.integrazionemigranti.gov.it/Attualita/Notizie/Pagine/cittadinanza0929-1062.aspx>
- 36 1992 年の法律第 91 条成立の際、下院では“ius soli”の案が可決したものの、上院で否決され、その中道的解決策として“ius culturae”の緩和措置が採られた。

- ³⁷ 表 1 の作成に当たり 2 つの報告書を参照している。①MIUR-ISMU, *Alunni con cittadinanza non italiana. A.S. 2012/2013*, Milano, 2014, pp. 13-14 (Tavola 1, Tavola 2) . ②MIUR, *ibid.*, 2020, pp. 9-10 (Tavola 1, Tavola 2) . 外国人生徒の就学人口について、MIUR は ISTAT と州教育局の報告の双方を活用している。ISTAT の統計は基本的な滞在許可証取得者の子弟しか現れない。しかし不法滞在者の子弟も含む学校現場では ISTAT の数値より上回る現象が起きる。ゆえに本論でも MIUR の報告書に基づく数値を採用した。
- ³⁸ MIUR, *ibid.*, 2020, p. 8.
- ³⁹ 外国人生徒の割合増加の要因としてイタリア人生徒の減少、すなわち少子化問題も指摘されている。2018/2019 年度はイタリア人の生徒数が前年度比 10 万人減少、一方、外国人生徒は前年比 1 万 6000 人増加である。MIUR, *ibid.*, 2020, p. 8.
- ⁴⁰ MIUR, *Gli alunni con cittadinanza non italiana A.S. 2017/2018*, 2019, p. 10.
- ⁴¹ MIUR, *ibid.*, 2020, p. 14.
- ⁴² *ibid.*
- ⁴³ Circolare Ministeriale (以下 C.M.と表記) , 8 settembre 1989, n. 301: “Inserimento degli stranieri nella scuola dell’obbligo: promozione e coordinamento delle iniziative per l’esercizio del diritto allo studio”. 全文は以下参照 Retrieved on 13 June 2021 from https://www.edscuola.it/archivio/norme/circolari/cm301_89.html
- ⁴⁴ C.M. 26 luglio 1990, n. 205: “La scuola dell’obbligo e gli alunni stranieri. L’educazione interculturale”.; MIUR, *ibid.*, 2006, p. 3 も参照。
- ⁴⁵ C.M. 2 marzo 1994, n. 73: “Dialogo interculturale e convivenza democratica: l’impegno progettuale della scuola”.; MIUR, *ibid.*, 2006, p. 3.
- ⁴⁶ Legge 6 marzo 1998, n. 40: “Disciplina dell’immigrazione e norme sulla condizione dello straniero”. 全文はイタリア国会の公式サイトを参照。Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.camera.it/parlam/leggi/98040l.htm>
- ⁴⁷ Decreto Legislativo, 25 luglio 1998, n. 286, Art. 38: “Istruzione degli stranieri. Educazione interculturale” (in Testo unico delle disposizioni concernenti la disciplina dell’immigrazione e norme sulla condizione dello straniero) は同年 3 月 6 日の法令第 40 条第 36 項をもとに修正を加えたもの。以下も参照 MIUR (2014) , *Linee guida per l’accoglienza e l’integrazione degli alunni stranieri*, 2014, p. 3 ; 立法令 286 条の全文はイタリア議会公式サイトを参照 Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.camera.it/parlam/leggi/deleghe/98286dl.htm>
- ⁴⁸ ヨーロッパにおけるインターカルチュラル教育の初期の展開については以下。Christina Allemann-Ghionda, “From intercultural education to the inclusion of diversity. Theories and policies in Europe”, in James A. Banks (ed.) , *The Routledge International Companion to Multicultural Education*, Routledge, 2009, p. 137.
- ⁴⁹ UNESCO *guidelines on intercultural education*, 2006, Paris, pp. 17-18. Retrieved on 13 June 2021 from <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000147878>
- ⁵⁰ ジュディス・バトラー著、竹村和子訳『ジェンダートラブル』、青土社、1999 年；小宮友根「行為の記述と社会生活の中のアイデンティティ」、『明治学院大学 社会学評論』60 (2)、2009 年、pp. 192～208。Retrieved on 13 June 2021 from https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr/60/2/60_2_192/_pdf
- ⁵¹ MPI, *La via italiana per la scuola interculturale e l’integrazione degli alunni stranieri - Osservatorio nazionale interculturale e integrazione*, 2007, p. 9. Retrieved on 13 June 2021 from https://archivio.pubblica.istruzione.it/news/2007/allegati/pubblicazione_interculturale.pdf ; 高橋、前掲、213 頁。
- ⁵² MIUR, *ibid.*, 2006, p. 4; MIUR, *ibid.*, 2014, p. 4; MPI, *ibid.*, p. 9.
- ⁵³ MIUR の HP ではインターカルチュラル教育を“Educazione Interculturale”と表記せず、“Intercultura” (インターカルチャー) の女性名詞で使用。MIUR. “Intercultura”. Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.miur.gov.it/web/guest/intercultura> ; この“intercultura”という言葉は、ラテン語で「(2 つ以上の物、場所、時間の) 間」「(2 人もしくはそれ以上の人たちの) 関係性」「共有」「集合」を意味する接頭辞“inter-”と、“cultura”という「文化」を意味する言葉の合成語で、直訳でまさに「文化間」、文化と文化を繋ぐ意味をもつ名詞として生まれた言葉であり、すなわちイタリア人、外国人に関わらずすべて子どもたちの育成に関わる専門用語としてイタリアで使用されている。以下参照。 *Latin Dictionary*, Clarendon Press, Oxford, 1998, pp. 976-977. 尚、イタリア用語辞書 Zingarelli、イタリアの百科事典 Treccani によると、インテルクルトゥーラとは「異なる文化と生活様式への知識 (conoscenza) を若者に広げるため、とりわけ学校の教育現場で行われる活動全体 (旅行、触れ合い、研修滞在など)」を意味する。尚、イタリア語の *conoscenza* は経験に基づく知識、認識を指し、学識、知恵を意味する *sapienza* とはニュアンスを異にする。参照した「Lo Zingarelli」は哲学者・言語学者ニコラ・ツィンガレリ創刊の

イタリア語用語辞典。以下 *Lo Zingarelli : vocabolario della lingua italiana di Nicola Zingarelli*, Zanichelli, Bologna, 2004, p. 925. Treccani はイタリア百科全書 (*Enciclopedia Italiana di scienze, lettere ed arti*, vols.76 ; 1925 年創刊、1996 年以降オンライン化) のオンラインサイトの通称。Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.treccani.it/vocabolario/ricerca/intercultural/>

- 54 外国人子弟教育については、60～80 年代までフランスの学校で行われていた移民子弟をフランス社会の諸価値に適応させる「同化」(assimilazione) 政策や、70～80 年代にドイツで実践されていた入学時に通常クラスと移民労働者子弟のクラスを分け、後に合流させる「隔離」(segregazione) 型教育支援などがすでに行われていた。しかし、フランス型は外国人子弟のアイデンティティを蔑ろにすることに繋がり、ドイツ型は結果として差別の増幅、民族コミュニティの閉鎖性の強化を招いた結果を生むとの批判を受けており、双方の危険を退ける第三の道としてインターカルチュラル教育が現在、EU 諸国でスタンダードな方法論と採用されている。
フランスの事例は以下。前田泰志「フランスにおける移民労働者の子どもの学校教育」、小林哲也、江淵一公編『多文化教育の比較教育』、九州大学出版会、1997 年、73 頁；高橋、前掲、218 頁；ドイツの事例は以下。リングホーフ・マンフレッド「西ドイツにおける移民労働者子弟の教育」、小林哲也、江淵一公編、『多文化教育の比較教育』、九州大学出版会、1997 年、88～89 頁。また、ドイツでは通常クラスに入れる前に準備期間として最長 1 年間の「橋渡しクラス」(bridge-class) を設ける政策も採られていた。Malusà, *ibid.*, 2017, p. 104.
- 55 MIUR, *ibid.*, 2006 (注 4 参照)。これは 2006 年 3 月 1 日に教育省の大臣通達第 24 号 (C.M., n. 24, Prot.n.1148-A6, 1 marzo 2006) で公示。Retrieved on 13 June 2021 from https://archivio.pubblica.istruzione.it/normativa/2006/allegati/cm24_06all.pdf
- 56 MPI, *ibid.* 教育大臣であったジュゼッペ・フィオローニ (Giuseppe Fioroni) は当時の学校現場から上がる不安の声に形で「イタリアが進む道」の中でインターカルチュラル教育の意義を再度説明し、その運用に当たっては教師たちの専門的な能力、学校内の創造的な教育活動、学校と地方公共団体の連携が重要であることを訴えている。尚、フィオローニは中道左翼の民主党 (Partito Democratico) 党員で第二次プロディ (Romano Prodi) 政権下の教育大臣に就任 (任期 17 maggio 2006 - 7 maggio 2008) した人物である。
- 57 2014 年 2 月 9 日の教育省の大臣通達第 4233 号 (C.M., n. 4233, 9 febbraio 2014)。Retrieved on 13 June 2021 from https://www.cislscolaromagna.it/index.php?module=4&object_id=6120 ; MIUR 公式ページも参照 Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.miur.gov.it/web/guest/principi>
- 58 MIUR, *ibid.*, 2006, pp. 14-15; MIUR, *ibid.*, 2014, p. 12; メディアトーレとはイタリア語で“仲介者”“媒介者”の意味。彼らは外国人子弟や家族の母語通訳となつて、学校組織と家族の繋がりをサポートし、入学時には学校への登録手続き方法やカリキュラム等の必要情報を家族に伝え、学校の様々なパンフレットの翻訳作業を行うなど広範囲な場面で重要な役割を果たす。入学後も語学教育支援、一般科目の教育支援も行う教育専門員でもある。メディアトーレに関しては以下参照。Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.vivoscuola.it/Schede-informative/Il-mediato-re-interculturale-in-ambito-scolastico-e-formativo> ; 州によって取り組みが異なるが、北部のトレント自治州では州法によって学校におけるメディアトーレの雇用を罰則規定付きで義務化している。2006 年 8 月 7 日トレント自治州法第 5 条第 75 項参照 Legge provinciale 7 agosto 2006, n. 5, Art.75, g.: Sistema educativo di istruzione e formazione del Trentino. “Inserimento e integrazione degli student stranieri”. 以下も参照 Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.consiglio.provincia.tn.it/leggi-e-archivi/codice-provinciale/Pages/legge.aspx?uid=15633> ; さらに国の法規制としても、1998 年 3 月 6 日付の法令第 40 条第 36 項 6-b および第 40 項 1-d でメディアトーレの活用推進が言及されている。Legge 6 marzo 1998, n. 40, Art. 36: Istruzione degli stranieri. Educazione interculturale, Art. 40: Misure di integrazione sociale.
- 59 MIUR, *ibid.*, 2014, pp. 4-7. またこの 7 つのグループには含まれていないがイタリアに来て間もない外国人生徒 (NAI [Neo Arrivati in Italia] と表記) とイタリアで生まれ育った生徒 (Nati in Italia) の区分は大前提となっている。
- 60 MIUR, *ibid.*, 2014, p. 8.; Legge 30 ottobre 2008, n. 169, Art. 1: Cittadinanza e Costituzione, “Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 1° settembre 2008, n. 137, recante disposizioni urgenti in materia di istruzione e università”. Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.miur.gov.it/documents/20182/51052/Legge+169+del+30+ottobre+2008.pdf/47ca8361-351c-46a8-b581-7496453a8651?version=1.0&t=1477565101945>
- 61 MIUR, *ibid.*, 2014, pp. 14-16.
- 62 MIUR, *ibid.*, 2006, pp. 13-14.

- ⁶³ MIUR, *ibid.*, 2014, p. 14.
- ⁶⁴ MIUR, *ibid.*, 2014, p. 7. 以下も参照。“Sintesi su alcuni aspetti delle Linee Guida per l'accoglienza e l'integrazione degli alunni stranieri – febbraio 2014 (B. Puri)”. Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.liceodesanctisroma.edu.it/attachments/article/213/linee%20guida%20stranieri%20Miur2014.pdf> (ローマの IIS Gaetano De Sanctis 校の公式ページの「Inclusività ed integrazione scolastica」にある PPT 資料「linee guida MIUR 2014」よりダウンロード
<https://www.liceodesanctisroma.edu.it/cerca?searchword=guida%20linee&searchphrase=all&start=20>
- ⁶⁵ イタリアの後期中等教育は大きく 3 つ、①Licei、②Istituti tecnici、③Istituti professionali に分かれており、①は 6 つの系統（普通進学コース、外国語系コース、科学系コース、芸術系コース、音楽・舞踏系コース、人文科学系コース）、②は 11 の系統（経営財政マーケティング系コース、観光系コース、機械設備・エネルギー系コース、運送・ロジスティック系コース、電機産業系コース、情報・電気通信系コース、グラフィック・通信系コース、化学・物質工学・バイオテクノロジー系コース、繊維・服飾モード・コース、農業コース、建設・地域環境系コース）、③は 6 つの系統（農業・地域発展系コース、社会福祉系コース、商業系コース、エノガストロノミア・ホテル接待系コース、手工芸品・産業製品系コース、機器管理・故障修理サービス・コース）をもって組織立てられている。現行の系統コースはベルルスコーニ元首相時代の 2008 年におけるジェルミーニ改革 (la riforma Gelmini) で決まった内容に基づいている。
- ⁶⁶ MIUR, *ibid.*, 2014, pp. 15-16.
- ⁶⁷ MIUR, *ibid.*, 2014, pp. 16-20.
- ⁶⁸ MIUR, *ibid.*, 2006, pp. 12-13.
- ⁶⁹ MIUR, *ibid.*, 2014, p. 16.
- ⁷⁰ 以下 Retrieved on 13 June 2021 from <https://rm.coe.int/1680459f97> ; イタリアでは実務上「移民労働者の言語能力証明書」の意味でも活用されている。以下、坪田清「日本の外国語教育における複言語主義導入の妥当性－CFER の理念と実際から－」、桜美林大学大学院言語教育研究科編『言語教育研究』、2010 年（創刊号）、10 頁。
- ⁷¹ MIUR, *ibid.*, 2014, p. 17.
- ⁷² MIUR, *ibid.*, 2014, pp. 18-19.
- ⁷³ MIUR, *ibid.*, 2014, pp. 19-20.
- ⁷⁴ 欧州教育情報ネットワーク Eurydice (2006, 2009) が示した移民子弟の教育施策「欧州における移民の生徒たちを学校に統合する」において移民子弟の教育に関して母語学習とホスト国の言語学習の双方の重要性が述べられており、現在、欧州ではスタンダードな考え方となっている。以下 Eurydice, *Integrating Students from Migrant Backgrounds into Schools in Europe*, Luxembourg, Publications Office of the European Union. 2009 年版は以下 Retrieved on 16 May 2021 from <https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/5b21a054-ea2e-4caf-afc1-a77240a9f605> ; 2019 年の改訂版が出版されている。以下 Retrieved on 16 May 2021 from https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/sites/default/files/integrating_students_from_migrant_backgrounds_into_schools_in_europe_national_policies_and_measures.pdf
- ⁷⁵ MIUR, *ibid.*, 2014, p. 22.
- ⁷⁶ 2012 年 10 月 29 日の首相令第 263 条の国会決議で設立された成人教育の機関。MIUR の HP. Istruzione per gli adulti. Retrieved on 13 June 2021 from <https://www.miur.gov.it/istruzione-per-gli-adulti-centri-provinciali-per-l-istruzione-degli-adulti>
- ⁷⁷ CTP については以下に詳しい。丸山圭子、前掲、pp. 80～83。
- ⁷⁸ 2009 年 7 月 15 日付の法令第 94 条ではじめて長期滞在許可証の申請にイタリア語試験の合格が義務づけられたことが明記。以下 Retrieved on 16 May 2021 from <https://www.parlamento.it/parlam/leggi/09094l.htm>
- ⁷⁹ イタリアではインターンシップのことを仏語由来の外来語スタージュ (stage) で呼称。
- ⁸⁰ MIUR, *ibid.*, 2014, p. 23.
- ⁸¹ サイト名 : Integrazione Migranti. Retrieved on 13 June 2021 from <http://www.integrazionemigranti.gov.it/Pagine/default.aspx>
- ⁸² サイト名 : Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali: Online il nuovo Portale Integrazione Migranti. Retrieved on 13 June 2021 from <http://www.lavoro.gov.it/priorita/pagine/online-il-nuovo-portale-integrazione-migranti.aspx> ; このほか毎月、登録者に情報配信が行われるニュースレターのサービスもあり、移民が主体的に選べる支援の一つとなっている。
- ⁸³ MIUR. “Intercultura”. *ibid.*
- ⁸⁴ *ibid.*